

都民の就労を応援する条例(仮称) の基本的な考え方

令和元年8月
産業労働局

○ 東京都では、都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立った就労支援を推進するために、就労を希望する全ての都民の就労を応援する条例の制定に向けた検討を行っています。

○ 検討にあたっては、有識者会議を設置し、就労支援のあり方について、専門的見地から議論してきました。

※有識者会議資料は、東京都産業労働局ホームページをご参照ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/koyou/syuuroukaigi/>

○ 今回、条例の基本的な考え方を取りまとめましたので、以下にお示しします。

<目 次>

- 1 策定の趣旨**
- 2 特色**
- 3 目的・定義・理念**
- 4 各主体の役割**
- 5 就労の支援**
- 6 ソーシャルファーム**
- 7 その他**

1 策定の趣旨

(ダイバーシティ、共生社会)

- 誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」を実現し、お互いの個性を尊重し、互いに認め合う共生社会を目指す。

(ソーシャル・インクルージョン)

- 就労に困難があると認められる方への支援は、都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づき実施することが必要である。

(ソーシャルファーム)

- 海外の「ソーシャルファーム」と呼ばれる社会的企業では、一般企業と同等の経済活動を行いながら、就労に困難があると認められる方が、その実情等に配慮したサポートを受け、他の従業員と共に働いており、そうした好事例も取り入れながら、都の施策を展開する。

(SDGs、その他)

- 就労を希望する全ての都民が、誰一人取り残されることなく、誇りと自信を持って輝く社会を目指す。

2 特色

- この条例は、就労を希望する全ての都民への就労の支援について、東京都をはじめ、関係者の役割を明らかにし、都の就労の支援に関する施策を一層推進し、都民それぞれの個性と能力に応じた就労の実現を図ることを目的としています。
- この目的を達成するため、「条例の基本的な考え方」は以下の4つを柱として構成しています。

①

**「ソーシャル・インクルージョン」の考え方にに基づき
就労を希望する全ての都民を支援**

②

**「ソーシャルファーム」の創設や活動への
支援を規定**

③

**「ソーシャルファーム」に係る認証や支援策等を示した
指針等の作成を都に義務付け**

④

**就労に困難があると認められる方の実情等に配慮
した支援を都の責務として規定**

3 目的・定義・理念

【目的】

- 就労を希望する全ての都民への就労の支援(以下「就労の支援」という。)について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)の責務、事業者、都民、区市町村の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定める。
- 就労の支援に関する施策を総合的に推進し、都民それぞれの個性と能力に応じた就労の実現を図る。

【定義】

- 必要な用語について定義する。

【基本理念】

- 就労の支援は、都民一人一人が等しく尊重され、その個性と能力に応じた就労を実現し、もって社会を構成する一員として誇りと自信を持って活躍することを旨として実施する。
- 就労の支援は、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って実施する。

4 各主体の役割①

【都】

- 国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に関する施策を総合的に推進する。
- 関係行政機関と協力し、就労の支援に関する施策を推進するために必要な体制を整備する。

【事業者】

- 事業者は、従業員の雇用及びその継続のための職場環境の整備に努めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める。

4 各主体の役割②

【都民】

- 都民は、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方等について理解を深めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める。
- 就労を希望する都民は、就労に向けて自ら進んで取り組むよう努める。

【区市町村】

- 区市町村は、地域の特性等に応じた就労の支援に努めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める。

5 就労の支援

【都民への支援】

- 都は、就労を希望する全ての都民に向けて、「就労に関する情報提供・相談」、「職業能力の開発」、「職場体験や就職面接の機会等の提供」、「職場定着への支援」を就労促進のための支援策として実施する。
- 都は、就労に困難があると認められる者に対して、その実情等に配慮した支援を実施する。
 - 就労に困難があると認められる者に向けて、様々な事情から能力開発・スキルアップの機会に恵まれていないなどの実情に配慮した支援を実施することを規定します。

【事業者への支援】

- 都は、事業者に対して、「従業員の雇用及びその継続に関する情報提供・相談」、「従業員が働きやすい職場環境の整備の支援」、「事業者が実施する従業員の職業能力開発の支援」を就労促進のための支援策として実施する。
- 都は、事業者が実施する就労に困難があると認められる者に対するその実情等に配慮した雇用及びその継続を支援する。
- 都は、就労に困難があると認められる者の多様な就労の実現を図るため、就労を支援する事業所等の創設及び活動を促進する。
 - 雇用の継続には、病気や介護により就労困難になった場合なども含みます。

6 ソーシャルファーム

【ソーシャルファームの創設や活動の促進】

- 前記に定める就労支援のほか、都は、事業者による自律的な経済活動の下、就労に困難があると認められる者の就労と自立を促進する。
- 都は、次の事項を全て満たす社会的企業（以下、「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労支援を効果的に実施する。
 - ・事業からの収入を主たる財源として運営していること。
 - ・就労に困難があると認められる者を相当数雇用していること。
 - ・就労に困難があると認められる者が、実情等に配慮した支援を受けながら、他の従業員と共に働いていること。
- 都は、ソーシャルファームの創設及び事業活動を支援するため、支援対象となるものの認証を行う。
- 都は、上記の支援にあたり、支援策等を取りまとめた指針等を策定する。ソーシャルファームを認証する基準は、同指針等の中で定める。

➤ 「ソーシャルファーム」がどのようなものか概括的に示すとともに、具体的な支援策や支援対象は、条例制定後に策定する指針等において示すこととしています。

7 その他

【計画の策定】

- 都は、就労促進に関する施策を推進するため、計画を策定する。

【施策の検証】

- 都は、就労の支援に関する施策の実施状況について公表するとともに、関係機関の意見を聴きながらその実施状況を検証し、施策に反映する。

【財政上の措置】

- 都は、就労の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。